

育児・介護休業法に基づく情報の公表

【1】男性労働者の育児休業等の取得割合

	2025（令和7）年度 （2025年4月1日～2026年3月31日）
男性労働者の育児休業等の取得割合	- % ※当該事業年度に対象者無し